

（午前9時30分 開議）

○議長（石橋英和君）皆さん、おはようございます。きょう一日、よろしく願い申し上げます。

ただ今の出席議員数は21人で定足数に達しております。

○議長（石橋英和君）これより本日の会議を開きます。

○議長（石橋英和君）この際、報告いたします。今回提出された請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり1件であります。これを会議規則第141条の規定により、請願第8号請願書の要件である請願者の押印規定を署名または記名押印に改めることを求める請願については、議会運営委員会に付託いたします。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋英和君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において11番 土井君、17番 松本君の2名を指名いたします。

#### 日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成24年度橋本市一般会計補正予算（第10号））

○議長（石橋英和君）日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（平成24年度橋本市一般会計補正予算（第10号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）補正予算書の6ページ、7ページ、歳入の部分ですけれども、ゴルフ場利用税交付金451万円と、自動車取得税交付金の1,759万1,000円ということで、今回の平成24年度の第10号ということで、最終の補正になるかと思えます。これが決算額にほぼ近いものだと思うんですけれども、ここにきてこれだけの増収があったというのは、何らかの要因等もあったのかなと思うので、その点をご説明いただけますか。

○議長（石橋英和君）財政課長。

○財政課長（吉本孝久君）ゴルフ場利用税交付金につきましては、ゴルフ場の利用行為に対し、県が課するゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額を、ゴルフ場周辺の道路整備や雨水による土砂の流出等、必然的に財政需要が増加するために、当該ゴルフ場所在市町村に交付されるものです。ゴルフ場の利用者の増により増額となったために、確定額として増額補正をしたものでございます。

それから、自動車取得税交付金につきましては、県が自動車の取得者に対して課する税で、自動車取得税額の95%に、10分の7に相当する額を市町村の道路の延長面積に案分して交付されるものです。これにつきましては、国の地方財政計画というのがありまして、毎年、翌年度の地方財政計画が発表されるわけですが、その計画で予算措置をしているわけなんですけれども、それ以上の増収があったということでございます。

以上です。

○議長（石橋英和君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）ちょっと聞いている趣旨と、少しずれているような気がするんですけども、今のご説明だと、国全体で見たときの、ゴルフ場と自動車に関しての動向が変わってきたというか、増収につながった。必ずしも橋本市のゴルフ場の利用が増えたとか、自動車の取得が増えたとかということではないという理解でいいのでしょうか。これまでの金額的に、24年度が特別増えたということではないのかどうか、ご回答いただけますか。

○議長（石橋英和君）財政課長。

○財政課長（吉本孝久君）この交付金につきましては、ともに県のほうで合計をして、橋本市につきましてはゴルフ場があるということで、利用者に対する交付金で、積算式といたしましては、県全体のゴルフ場の利用税の総額に10分の7を掛けます。それに、さらに橋本市内のゴルフ場利用税を分子としまして、県全体のゴルフ場の利用税で割って交付されるという県の税金になります。ちなみに、平成23年度の確定額は2,779万2,800円となっております。

それから、自動車取得税交付金につきましても、これについても県のほうで自動車の取得者に対して課する税となっております。これにつきましては、ちょっと積算のほうは把握してないんですけども、平成23年度の確定額は5,932万9,000円というふうになっております。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認について（平成24年度橋本市一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

### 日程第3 承認第2号 専決処分事項の承認について（平成24年度橋本市病院事業会計補正予算（第5号））

○議長（石橋英和君）日程第3 承認第2号 専決処分事項の承認について（平成24年度橋本市病院事業会計補正予算（第5号））を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決

しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分事項の承認について（平成24年度橋本市病院事業会計補正予算（第5号））を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### 日程第4 承認第3号 専決処分事項の承認について（橋本市税条例の一部を改正する条例）

○議長（石橋英和君）日程第4 承認第3号 専決処分事項の承認について（橋本市税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）この税条例って、読んでいてもとてもわかりにくくて、今回の改正のポイントの説明をお願いしたいのと、それと、市民への影響といいますか、どういうふうになるのかということと、2点お願いいたします。

○議長（石橋英和君）総務部長。

○総務部長（北山茂樹君）今回の橋本市税条例の一部を改正する条例の主な改正点と、それから市民への影響というご質問でございますけれども、昨年8月に、社会保障と税の一体改革に関する法律が成立したわけでございます。その中で、消費税率の引き上げが決まりました。このことに伴うさまざまな影響に対

して、税制面でどのように対応していくかというのが、今回の国における税制改正の中心でございます。消費税の負担増を少しでも緩和しようとするのが、今回の改正でございます。

橋本市税条例の一部改正につきましては、この国の税制改正を受けて行うものでございまして、主な改正点を申し上げますと、個人住民税の住宅ローン控除の適用期限の延長と控除限度額の引き上げ、といたしますのが、これは現行の制度では、平成25年12月までに入居した適用者に対して、所得税の住宅ローン控除から控除し切れなかった額を課税総所得金額等の5%、最高9万7,500円を控除限度額の範囲としまして、所得税から控除できなかった分については個人住民税からも控除できるということになっておりまして、今回の改正によりまして、その適用者も、今度平成26年3月まで同じ5%、それから限度額が9万7,500円ということまで延長されました。

さらに、消費税が8%に引き上がる平成26年4月から平成29年12月まで入居した者に対して、課税総所得金額の、従来は5%でございましたけども7%に引き上げると。それと、最高の限度額は9万7,500円から、今度13万6,500円に控除限度額も引き上げると。ということで、消費税の増額にあわせて、控除される期間の延長と限度額の引き上げによって、税負担の軽減を図るとというのが狙いでございます。

それから、固定資産税の減額措置の延長ということで、これは直接市民には影響ないんですけども、日本郵便株式会社が所有する固定資産税の課税標準の特例措置の見直しと、適用期限の3年延長ということで、従来、現行制度では課税標準の2分の1が課税額ということになるんですけども、それが5分の3に引き上げると。課税される額が増えるとい

うこととございまして、これも3年間引き続いて延長するということとございます。

それから、同じく固定資産税では、耐震改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の拡充ということとございまして、現行制度は、耐震改修を行った住宅について、1年間だけ固定資産税を2分の1に減額するというのが現行制度とございますけども、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴いまして、同法に規定する要安全確認沿道建築物に該当する住宅を耐震改修した場合は、固定資産税の減額を2年間に拡充するということになりました。

それから、バリアフリー改修とか省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限の延長ということと、現行制度では25年3月31日までだったんですけども、これが28年3月31日まで、3年間延長されたものとございます。

それから、あとは延滞金等の利率の見直しとございます。国税の見直しによりまして、地方税に係る延滞金、これは現行14.6%の利率がかかるんですけども、それが9.3%に引き下げられると。それから、還付加算金については、逆に4.3%から2%に引き下がるということになるんですけども、この延滞金の利率の見直しにつきましては条件が付いておりまして、財務大臣が告示する貸出約定平均金利が1.0%の場合という条件付きとございます。

それから、もう一点が、個人住民税の公的年金からの特別徴収の見直しということと、これは市町村が公的年金の支払いをする際に、徴収する仮特別徴収額を、年金所得者の公的年金に係る前年度の個人住民税の2分の1に相当する額ということになってございます。

以上が主な改正点とございますけども、市民への影響ということとございますので、こ

れは先ほども言いましたとおり、消費税の引き上げに伴いまして、できるだけ住民の税負担を軽減しようというようなところとございます。個人住民税の住宅ローン控除の適用期限の延長、控除限度額の引き上げ、それから先ほどの耐震改修、バリアフリー改修、省エネ改修を行った場合の減額措置の適用期限の延長、それから延滞金の利率引き下げ等々、市民にとっては税制面で有利な改正となるということと、少しでも負担の軽減につながるのではないかと、かように考えております。

以上とございます。

○議長(石橋英和君)ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分事項の承認について(橋本市税条例の一部を改正する条例) を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

日程第5 承認第4号 専決処分事項の承

認について（橋本市都市計画税  
条例の一部を改正する条例）

○議長（石橋英和君）日程第5 承認第4号  
専決処分事項の承認について（橋本市都市計  
画税条例の一部を改正する条例）を議題と  
いたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですの  
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお  
ります承認第4号については、委員会の付託  
を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決  
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですの  
で、討論を終結いたします。

これより承認第4号 専決処分事項の承認  
について（橋本市都市計画税条例の一部を改  
正する条例）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

日程第6 承認第5号 専決処分事項の承  
認について（橋本市国民健康保  
険税条例の一部を改正する条  
例）

○議長（石橋英和君）日程第6 承認第5号  
専決処分事項の承認について（橋本市国民健

康保険税条例の一部を改正する条例）を議  
題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）市税条例の改正の説明  
が非常にわかりやすかったです。この国保の  
条例、一部改正ということなんですけれども、  
改正内容について説明をお願いします。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（枅谷俊介君）それでは、橋  
本市健康保険税条例の一部を改正する条例に  
ついて、ご説明させていただきます。

この条例の改正理由は、平成25年3月29日、  
地方税法及び地方税法施行令の一部が改正さ  
れたことに伴いまして、国民健康保険税条例  
を改正する条例でございます。改正国民健康  
保険税条例につきましては、4月1日からの  
施行となっておりますので、市長専決により  
改正させていただきました。

内容、ポイントといたしましては2点ござ  
いまして、1点目は、国保被保険者の世帯で  
あって、そのうち被保険者が後期高齢者制度  
に移行したことにより、国保被保険者が1人  
だけとなった世帯、この世帯を特定世帯と言  
いますが、この世帯に係る軽減内容の変更で  
ございます。従来は、特定世帯に該当後、特  
定世帯要件を満たしていれば、国保税算定の  
元となる医療分、後期高齢者支援金分、それ  
から、介護納付金分のうちの医療分と後期高  
齢者支援分について、5年に限り医療分の平  
均割、一世帯当たり2万1,600円の2分の1を、  
それから、後期高齢者支援分の平等割の一世  
帯当たり8,400円の2分の1を減額するとい  
うものでしたが、改正後は、5年間の軽減の  
後も、さらにその後3年間、医療分の平均割  
の4分の1を、それから後期高齢者支援分の  
平等割の4分の1を減額するということです。

この、さらに3年継続される世帯を特定継続世帯という名称で、また位置付けるということになりました。

それから、もう一点は、法定軽減判定についてでございますが、これも同じように後期高齢者医療制度への移行者に係る制度で、同一世帯でありながら、所属する保険が後期高齢者医療制度と国民健康保険とに分かれた場合に、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方、つまり特定同一世帯所属者に係る軽減内容の変更でございます。従来は5割軽減と2割軽減の軽減判定において、5年に限り、後期高齢者医療制度へ移行した方、先ほど言いました特定同一世帯所属者ですが、を含めて被保険者数を判定し、軽減判定できる特例措置になっておりましたが、改正後は、5割軽減と2割軽減の軽減判定において、恒久的に後期高齢者医療制度に移行した方を含めて被保険者数を判定し、軽減判定ができるようになりました。このことによりまして、特定同一世帯所属者を含む世帯であれば、軽減判定において恒久的に、後期高齢者に移行した人も被保険者と含めて軽減判定を受けることができるようになったという改正でございます。

○議長（石橋英和君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）対象となる世帯、改正することによってどの程度見込まれていますか。お尋ねします。

○議長（石橋英和君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（栢谷俊介君）恐れ入ります。世帯数については、ちょっとどれぐらいかわかりません。

○議長（石橋英和君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ないので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお

ります承認第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第5号 専決処分事項の承認について（橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### 日程第7 承認第6号 専決処分事項の承認について（橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（石橋英和君）日程第7 承認第6号 専決処分事項の承認について（橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石橋英和君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております承認第6号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第6号 専決処分事項の承認について(橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例) を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(石橋英和君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。